

特別養護老人ホーム瑞光苑

「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪市指定 第 2772200420 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7
6. 身元引受人について	7
<重要事項説明書付属文書>	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人慶生会
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市生野区巽東 4 丁目 11 番 10 号
- (3) 電話番号 06-6758-0088
- (4) 代表者氏名 理事長 永井 正史
- (5) 設立年月 昭和 61 年 3 月 25 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定 大阪市 第 2772200420 号
※当事業所は特別養護老人ホーム瑞光苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

特別養護老人ホーム瑞光苑は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共同施設などをご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム瑞光苑
 (4) 事業所の所在地 大阪府大阪市生野区巽東4丁目11番10号
 (5) 電話番号 06-6758-0088
 (6) 事業所長(管理者)氏名 大西 勝巳
 (7) 開設年月 平成18年4月1日
 (8) 利用定員 12人
 (9) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、1人部屋など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考[主な設置機器]
個室(1人部屋)	22室	(従来型個室)
2人部屋	3室	(多床室)
4人部屋	28室	(多床室)
合計	53室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	肋木、階段、平行棒・マット・マイクロ治療器等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・シャワー浴槽
医務室	1室	歯科治療設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

1人部屋にはトイレ・洗面所(2室で共同使用)が付いています。2人部屋には洋室、和室・リビングスペース・トイレ・洗面所及びキッチンスペースがあります。キッチンスペースは冷蔵庫・電熱器などの付帯設備がありますが、安全に使用できる方に限りご使用頂けません。4人部屋Aはトイレ洗面所及び倉庫設備があり、季節外の衣類などを収納して頂けません。4人部屋Bは付属の設備はありませんが身体状況上トイレを使用できない方々のためのより広いスペースを確保しています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（R6年4月1日現在）

職種	現員(常勤換算)	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	50名	44名
3. 生活相談員	3名	2名
4. 看護職員	6名	3名
5. 機能訓練指導員	2名	2名
6. 介護支援専門員	2名	1名
7. 管理栄養士	2名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	毎週月・火・水・金 9:00~18:00 木・土 17:00~19:00 ※その他の時間はオンコールにて対応
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝 7:00 ~ 10:30 11名
	日中 10:30 ~ 19:00 16~20名
	夜間 19:00 ~ 22:00 9名 22:00 ~ 7:00 6名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中 9:00 ~ 18:00 3名

☆ 日曜日は看護職員が日中1人で対応します。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割または8割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる栄養ケアマネジメントにより、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30~9:00 昼食：12:00~13:30 夕食：18:00~19:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した上での援助を行います。

④機能回復訓練

- ・理学療法士、看護師により物理療法を補助的に用いて行います。ご希望によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施しますが、既往歴や身体状況、利用期間や訓練の継続の必要性も考慮し、ご希望に添えない場合もあります。

⑤送迎

- ・ご自宅と施設間の送迎をします。
- ・大阪市生野区・平野区・東住吉区・東成区・天王寺区・阿倍野区・東大阪市の一部など、事業所の近郊にお住まいの方は、一律で片道192円のご負担となります。
指定区域外の送迎は原則実施いたしておりません。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）消費税法により非課税

サービス料金表（1単位 10.88円計算） ※処遇改善加算は含まず

1. 契約者の要介護度とサービス利用単位数	要支援1 469単位	要支援2 579単位
2. サービス利用に係る自己負担分	510円	630円
3. サービス利用に係る自己負担分(2割)	1,020円	1,260円
5. 食費	食費 1,500円/日	
6. 滞在費	多床室 915円/日	個室 1,231円/日
ご負担額(2+5+6) 下段：従来型個室	2,925円 (3,241円)	3,045円 (3,361円)
ご負担額(3+5+6) 下段：従来型個室	3,375円 (3,691円)	3,615円 (3,931円)

* サービス利用単位数には生活機能訓練体制加算12単位/日、短期生活サービス提供体制加算Ⅲ6単位/日が含まれます。

* お食事代の内訳は、朝330円、昼660円、夕510円となります。

- * 「介護職員処遇改善加算」として上記金額に14%別途加算されます。
- * 「生産性向上推進体制加算」として10単位/月が加算されます。
- * 「教養娯楽費」として30円/日が追加されます。

* 個人に応じて緊急短期入所受入加算90単位/日、個別機能訓練加算156単位/日が追加される場合がございます。

食費、居住費について介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担減額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

特別な食事の提供（酒を含みます。）

- ① 契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

料金：要した費用の実費（消費税込み）

- ②理髪・美容

1月に2回、理容師・美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。（消費税非課税）

パーマ＝3,500円 カット＝1,600円 染髪＝3,500円 顔剃り＝ 500円

- ③教養娯楽費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をご負担いただきます。※上記記載

(I) 主なレクリエーション行事予定（※ フロアレク）

	行事とその内容（例）		行事とその内容（例）
1月	※新年会 初詣 初釜	7月	※七夕
2月	※節分	8月	夏祭り
3月	※雛まつり。	9月	敬老会
4月	※花見	10月	※運動会
5月	大茶会	11月	
6月		12月	※クリスマス会 餅つき

但し、時候により変更されることがあります。

(II) クラブ活動

音楽、歌体操、運動、書道、各フロアレク(調理レク等) など

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。(実費 消費税込み)

⑤外出サービスについて※個別送迎・付添費用について

個別ニーズにおける外出等に伴う送迎・付添費用、協力医療機関以外における通院、入院等の送迎・付添費用については施設の定める料金が実費発生します。

【送迎費用】

- ・施設から半径 5 キロ以内については送迎費用¥500 円(税込)が発生。
以降 5 キロ超える送迎については¥1000 円(税込)が発生します。

【付添費用】

- ・送迎以外での職員付添については 1 時間単位で付添費用¥1000 円(税込)が発生。※送迎中の付添費用は送迎費用に含まれる

※1 協力医療機関について

- ・東成病院(東成区)、生野中央病院(生野区)、育和会記念病院(生野区)、緑風会病院(平野区)

※2 ショート利用時のご自宅からの送迎費用については頂きません。

※3 緊急搬送に伴うやむを得ない搬送時の付添費については頂きません。

⑥契約書 22 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合などに、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金をお支払い頂きます。

この場合、介護保険の予防給付の対象とはなりませんので、原則として利用料金の自費全額をお支払い頂きます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 8 条参照)

- ・前記(1)の料金は、郵便引き落とし(毎月 15 日引き落とし)でのお支払いをお願い致します。

(4) 非常災害対策について

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め年 2 回以上訓練を行い、内 1 回は消防署の実地指導を受け実施します。

(5) 高齢者虐待防止について

瑞光苑ではご契約者の人権の擁護・虐待防止等のため、下記の通り必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画等に基づき適切な支援の実施に努めます。

(6) 利用中の医療の提供について（緊急を要する場合）

併設診療所にて対応できない疾病については、主に下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関名称	東成病院	生野中央病院	緑風会病院	育和会記念病院
診療科目	内科、循環器内科、腎臓内科 消化器内科、外科、消化器外科 肛門外科、整形外科、リハビリテーション科	内科、消化器外科、肛門外科 整形外科、外科、耳鼻咽喉科	内科・消化器科・循環器科・外科・脳神経外科・整形外科 泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科	総合内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科・アレルギー科、糖尿病内科、脳神経内科 外科、脳神経外科、整形外科・リハビリテーション科 泌尿器科、皮膚科、形成外科、放射線科、麻酔科、救急科
所在地	大阪市東成区大今里西 2-7-17 Tel 06-6981-2508	大阪市生野区中川 5-4-2 Tel 06-6751-3731	大阪市平野区背戸口 1丁目 18番 13号 Tel 06-6705-1021	大阪市生野区巽北 3-20-29 Tel 06-6758-8000

② 歯科医療機関

医療機関の名称	中川歯科
所在地	堺市東区日置荘西町 980-3

③ 眼科医療機関

医療機関の名称	藤田眼科
所在地	大阪市生野区巽南 3丁目 18番 28号南巽グリーンマンション 1F

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の急激な体調変化等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

<キャンセル料金>

利用予定日の前日 17:00 までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17:00 までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知して下さい。既に実施されたサービスに係る利用料金（自己負担額）はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、苦情受付担当者（管理本部 塩川 ・施設長 大西）もしくは介護支援専門員（松場・北川）までお申し付けください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ	大阪府中央区船場中央3丁目1番7号331 TEL 06-6241-6310
大阪市福祉局高齢者施策部 高齢施設課 高齢施設グループ	大阪府中央区船場中央3丁目1番7号331 TEL 06-6208-8053
大阪府国民健康保険団体連合会	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 TEL 06-6949-5418
生野保健福祉センター 地域保健福祉課	大阪府生野区勝山南3丁目1番19号 TEL 06-6715-9857
天王寺区保健福祉センター 保健福祉課	大阪府天王寺区真法院町20番33号 TEL 06-6774-9857
阿倍野区保健福祉センター 保健福祉課	大阪府阿倍野区文の里1丁目1番40号 TEL 06-6622-9857
東住吉区保健福祉センター 保健福祉課	大阪府東住吉区東田辺1丁目13番4号 TEL 06-4399-9857
平野区保健福祉センター 保健福祉課	大阪府平野区背戸口3丁目8番19号 TEL 06-4302-9857
八尾市健康福祉部高齢福祉課	八尾市本町1丁目1番1号 TEL 072-924-3837
東大阪市福祉部高齢室高齢介護課	東大阪府荒本北1丁目1番1号 TEL 06-4309-3185
大阪市社会福祉協議会 運営適正化委員会	大阪府中央区谷町7丁目4番15号 TEL 06-6191-3130
第三者委員 巽東女性部長 船井 慶子	大阪府生野区巽東2丁目20番19号 TEL 06-6758-1350
第三者委員 民生委員 荻田 美津子	大阪府生野区巽東2丁目15番19号 TEL 06-6757-0635

6. 身元引受人について（契約書第24条参照）

契約締結にあたり、身元引受人の選定をお願いいたします。身元引受人は本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

身元引受人は、そのほか次の責任を負います。

- ・ 契約者が疾病等により医療機関へ入院する場合に、入院等の手続きをする。
- ・ 契約が終了した場合に、事業者と協力して、契約者の状態に応じた受入先を確保する。
- ・ 契約者が死亡した場合に、遺体及び残置物の引取りなど、必要な処理を行う。

7. 身体拘束の制限について

- (1) 原則身体拘束は行わないが、次にあげる3点を全て満たしている場合は緊急やむを得ず、身元引受人の了承を得たうえで、最小限度の身体拘束をおこなうこともあります。
- ① 本人または他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。
- (2) 実施時には身元引受人に説明し同意を受ける。
- (3) 毎月一度見直しを図り、削減に努める。

8. 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、ご契約者ご家族、居宅介護(予防)支援事業者などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建
- (2) 建物の延べ床面積 5448.36㎡
- (3) 事業所の周辺環境 日当たり良好、自然に囲まれた閑静な住宅地

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。

介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画を作成します。

管理栄養士

ご契約者に係る栄養ケア計画を作成します。

機能訓練指導員

ご契約者の寝返りや起き上がり、歩くといった基本的動作能力の回復や維持、および障害の悪化を予防するような療法を行います。

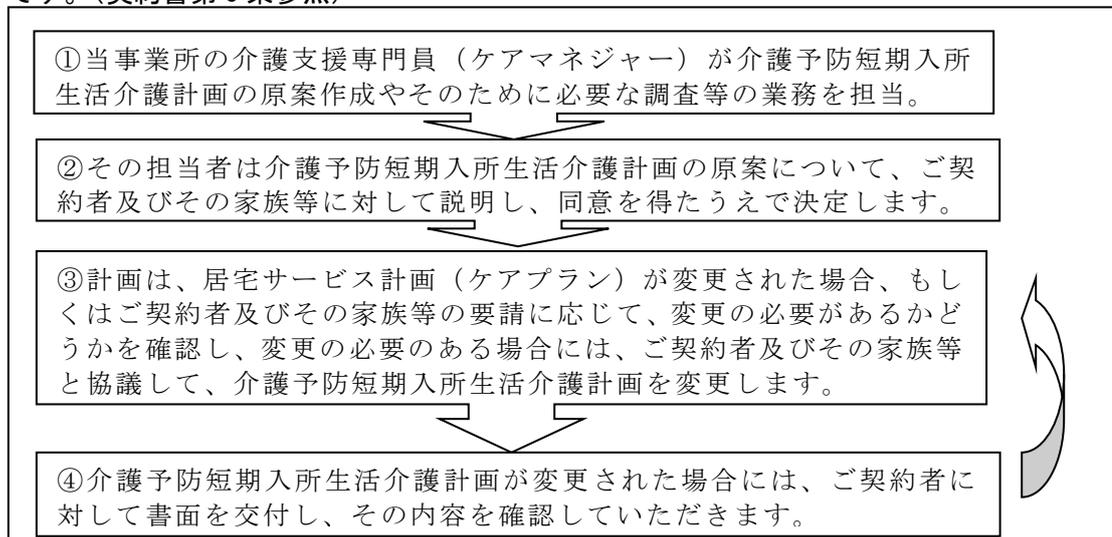
医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

内科・整形外科・歯科・精神科の定期的な診療が受けられます。

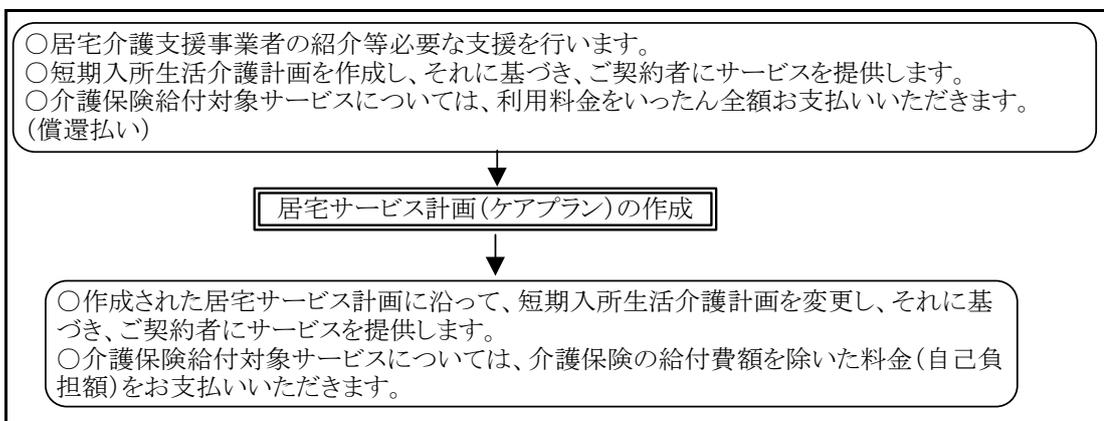
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

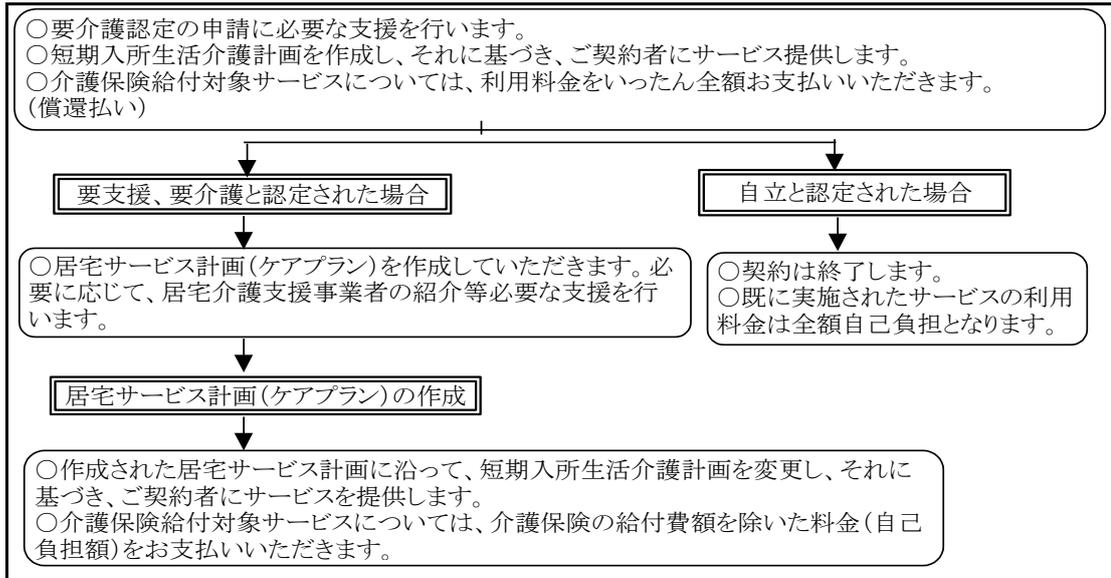


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物、ライター、マッチ、危険な洗剤、テレビ、イヤホン不可のラジオプレイヤー、冷蔵庫、タンス、仏壇、高価な物品

(2) 面会

面会時間 10:00~17:00

※来苑者の入退館は必ず正面玄関をご利用下さい。

※来苑者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。

※防犯面も兼ね、面会時間は10:00~17:00とさせていただきますのでご協力下さい。(但し緊急時は除く)

(3) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第13条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第15条、第16条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<参照>契約書第16条 損害賠償がなされない場合

事業者は、事故の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当

事業所との契約は終了します。(契約書第 18 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 19 条、第 20 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 精算について(契約書第 22 条参照)

契約が終了した際には、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、原状回復の義務(契約書第 10 条)、その他すべての支払い義務を一週間以内に履行していただきます。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第 18 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム瑞光苑

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

契約者 住所 _____

電話 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、契約者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

代理人 住所 _____

電話 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。